

## 骨髓ドナー支援事業

### 1 目的

骨髓・末梢血幹細胞（以下、「骨髓等」という）移植の推進を図るため、骨髓等提供のために要した通院・入院の日数等に応じ、骨髓等提供者（ドナー）およびドナーが勤務する事業所に対して、支援を行う。

### 2 対象

#### (1) ドナー

公益財団法人日本骨髓バンクが実施する「骨髓バンク事業」において、骨髓等の提供を完了した者で、提供（採取）時において葉山町に住所のある者（骨髓等の提供者として必要な検査入院等のために取得する「ドナー休暇」等の特別休暇制度がある事業所に勤務する者は除く）

#### (2) 事業所

葉山町に住所があるドナーが勤務する国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人及びドナー休暇取得が可能な事業所を除く）

### 3 支援内容

#### (1) ドナー

骨髓等の提供に必要な健康診断または自己採血のための通院・入院、骨髓採取のための入院、その他、骨髓バンクまたは医療機関が必要と認める入院、通院に対し1日2万円の補助（1人1回の提供に対し7日間を上限）

#### (2) 事業所

ドナーの勤務する事業所に対し、1日1万円の補助  
（1人1回の提供に対し7日間を上限）

### 4 財源

県 1/2      町 1/2

### 5 予算額

210,000 円